令和３・４年度 資格審査随時申請受付案内
（建設工事用）

１．受付期間　インターネットによる定期申請の受付は令和２年１２月１日（火）から令和３年１月１５日（金）までです。
定期申請期間終了後は、インターネットでの申請はできませんので、書面による随時申請となります。定期申請期間終了後の申請は、随時申請として受付しますが、この場合、資格の付与が令和３年４月１日以降の入札に間に合わないことがありますのでご注意下さい。

２．受付時間　午前の部　９時００分～１２時００分
午後の部　１時００分～　５時００分

３．申請書類　（１）受付票
（２）申請書
（３）添付書類
別添「財務省所管一般競争参加資格審査申請書類作成要領」等に基づき作成し、Ａ４版のファイルに綴じてください〔色は任意〕。

４．申請方法　（１）本社・本店の所在地により受付場所が異なりますので、同所在地（県）を管轄する各受付場所に申請してください。（下記「7．受付場所」の項を参照）
なお、四国財務局が管轄する地域以外に本店のある申請者については、支店・営業所等の所在地を管轄する受付場所のうち、いずれか１か所に申請すれば四国地区内で有効となります。

５．有効期間　今回受付の資格有効期間は、令和３年４月１日から
令和５年３月３１日までの２年間です。

６．問合せ先　四国財務局（本局）及び各財務事務所（７．受付場所と同じです。）

７．受付場所　香 川 県　四国財務局総務部　会計課
高松市サンポート３番３３号
TEL　０８７－８１１－７７８０　（内線２３１）

徳 島 県　徳島財務事務所　総務課
徳島市万代町３丁目５番地　徳島第２地方合同庁舎
TEL　０８８－６２２－５１８１　（内線２０６）

愛 媛 県　松山財務事務所　総務課
松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎
TEL　０８９－９４１－７１８５　（内線６１２）

高 知 県　高知財務事務所　総務課
高知市栄田町２丁目２番１０号　高知よさこい咲都合同庁舎
TEL　０８８－８２２－９１７７　（内線７１３）

申 請 書 類 編 集 例 等

＊申請書類編集例

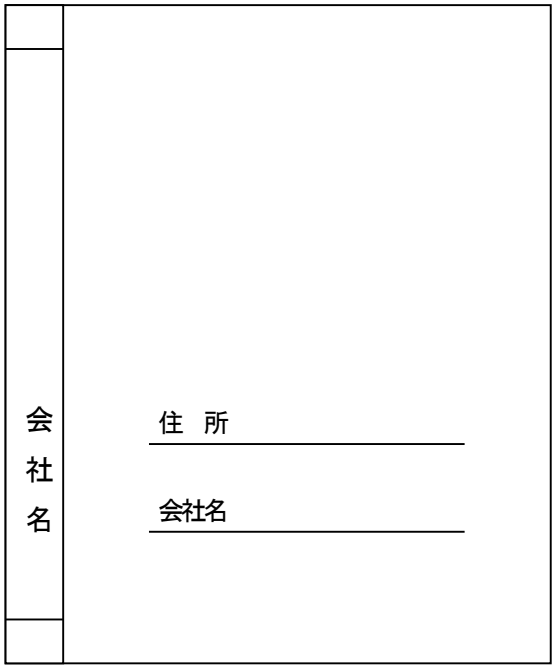

フラットファイル（Ａ４縦）
色は任意

＊フラットファイルに綴じ込まない書類

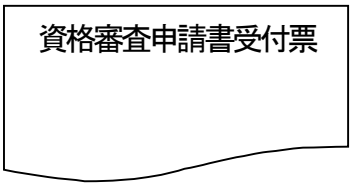

資格審査申請書受付票
（建設工事用）

（様式特１）

※受付番号	

※受付日付印

商号又は名称	希望工種名			

受付日付印

建

国籍名等

←外資系企業or 協同組合

資格審査申請書整理カード

（注）名簿作成上、重要な項目となりますので、楷書で丁寧に記載して下さい。

※受付番号		※他部局コード		※本店コード	

ふりがな		ふりがな	
1. 商号・名称		2. 代表者氏名	

ふりがな				
3. 連絡先住所				名簿登録申請の場合は、下記に一括書類提出先を記入
4. 郵便番号	－	5. 電話番号	－ －	提出局名
・ この３～５の項目で、等級決定通知書等を送付します。				

6. 資本金										千円	8. 希望工種区分		
7. 総職員										人			
※受付番号欄は、受付者が記載します。													
※営業所所在地欄は、受付者が記載します。													

※営業所所在地	香川	愛媛	徳島	高知	
	４２	４３	４１	４４	

	添付書類等	審査経審 有	審査経審 無	登録		添付書類等	審査経審 有	審査経審 無	登録
1	資格審査申請書整理カード				8	建設共同企業体協定書（共同企業体の場合）			／
2	資格審査申請書			／	9	適格組合証明書（官公需適格組合の場合）			／
3	名簿登録申請書	／	／		10	登記事項証明書又はその写し（法人の場合）	／		／
4	総合評定値通知書		／		11	財務諸表（直前１年度分）	／		／
5	工事経歴書			／	12	等級決定通知書の写し（他局分）	／	／	
6	営業所一覧表								
7	納税証明書その３等又はその写し			／					

資格審査申請書受付票等　記載要領（建設工事用）

Ⅰ．資格審査申請書受付票及び資格審査申請書整理カードについて

１．　資格審査申請書受付票（以下「受付票」という。）については、「商号または名称」欄及び「希望工種名」欄についてのみ記載してください。

２．　資格審査申請書整理カード（以下「整理カード」という。）は、コンピュータ処理の資料としますので、太線の枠内の項目すべてについて、楷書で記載してください。
　なお、記載いただく項目は、「１．商号・名称」から「８．希望工種区分」までです。

３．　「１．商号・名称」欄については、〔株式会社は（株）〕、〔有限会社は（有）〕、〔合資会社は（資）〕、〔合名会社は（名）〕等申請書と同じ要領で記載してください。

４．　「３．連絡先住所」、「４．郵便番号」及び「５．電話番号」の各欄については、等級決定通知書及び登録通知書の送付先・連絡先となりますので申請書上の住所に関係なく、これらの通知書の送付先・連絡先となる場所を記載してください。
　なお、「３．連絡先住所」欄には、都道府県名を省き、市区町村から記載してください。

５．　「６．資本金」欄については、千円単位で記載してください。

６．　「７．総職員」欄については、審査基準日におけるすべての常勤役員等及び雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の総数を記載してください。

７．　「８．希望工種区分」欄については、受付票と整理カードの２か所に別表「申請希望工種区分表（建設工事）」に掲げる番号（２桁）を記載してください。

８．　整理カードの左上部にある「国籍名等」欄については、次のとおり記載願います。
　ただし、該当しない申請者は、記載の必要がありません。
　①．外資系法人の場合には、資本を最大投下している国名を朱書きにより記載する。
　　（例）オランダ
　②．協同組合の場合には、「協同組合」と朱書きにより記載する。

９．　整理カード及び記載要領については、四国財務局の独自様式ですので、他の部局に申請をする場合には、当該部局の指示に従ってください。
　なお、受付票及び整理カードは、原則的には、受付時に受付部局において記載するものですが、受付時の待ち時間短縮のため、太線の枠内については、極力記載いただきますようご協力願います。

別表

申請希望工種区分表（建設工事）

番号	工　種　区　分	具　体　的　内　容
０１	土木一式工事	建設業法第２条別表による区分とする
０２	建築一式工事	〃
０３	大工工事	〃
０４	左官工事	〃
０５	とび・土工・コンクリート工事	〃
０６	石工事	〃
０７	屋根工事	〃
０８	電気工事	〃
０９	管工事	〃
１０	タイル・れんが・ブロック工事	〃
１１	鋼構造物工事	〃
１２	鉄筋工事	〃
１３	ほ装工事	〃
１４	しゅんせつ工事	〃
１５	板金工事	〃
１６	ガラス工事	〃
１７	塗装工事	〃
１８	防水工事	〃
１９	内装仕上工事	〃
２０	機械器具設置工事	〃
２１	熱絶縁工事	〃
２２	電気通信工事	〃
２３	造園工事	〃
２４	さく井工事	〃
２５	建具工事	〃
２６	水道施設工事	〃
２７	消防施設工事	〃
２８	清掃施設工事	〃
２９	解体工事	〃
３０	その他	〃

※　申請書類の作成にあたり、希望する工種名を記載する場合には、この表に掲げてある名称を使用してください。

01	1 新規 / 2 更新	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード / 04 建設業許可番号	―	※ 申請者 / 05 の規模	06 適格組合証明	年　月　日 第　号

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

　　年度において、貴　　で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年　　月　　日

殿

07 郵便番号 ―　　08 法人番号

フリガナ
09 住所

フリガナ
10 商号又は名称

フリガナ
11 代表者氏名　(役職)　(氏名)

12 本社(店)電話番号　　13 本社(店)FAX番号

フリガナ
14 担当者氏名　　15 担当者電話番号

16 メールアドレス

17 外資状況

1 外国籍会社	2 日本国籍会社	3 日本国籍会社
[国名：　　]	[国名：　　] (比率：100%)	[国名：　　] [国名：　　] (比率：　%) (比率：　%)

18 営業年数　　年

19 総職員数(人)

20 設立年月日(和暦)

明治　大正　令和
昭和　平成　　年　　月　　日

21 みなし大企業

□ 下記のいずれかに該当する　□ 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

別紙第1号様式(その2) (第6関係)

(用紙A4)

※ 受付番号										※ 業者コード										

22	① 競争参加資格希望工種区分		② 年間平均完成工事高 (千円)	※ ③ 申請を希望する部局																						
				01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
完	01																									
	02																									
	03																									
	04																									
	05																									
	06																									
	07																									
成	08																									
	09																									
	10																									
	11																									
	12																									
	13																									
工	14																									
	15																									
	16																									
	17																									
	18																									
	19																									
事	20																									
	21																									
	22																									
	23																									
	24																									
	25																									
高	26																									
	27																									
	28																									
	29																									
	30																									
	31	その他																								
	32	合計																								

1 消費税を含まない額を記載すること。
2 千円未満は四捨五入すること。

別紙第1号の2様式（第7関係）　　（用紙A4）

※ 受付番号										

※ 業者コード										

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　　工事　（税込・税抜）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者			請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）			うち ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月
								千円	千円	年　月	年　月

小計	件	千円	千円	うち、元請工事	
				千円	千円

合計	件	千円	千円	うち、元請工事	
				千円	千円

記載要領

1　本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事並びに未成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（1）経営規模等評価の申請を行う者の場合

①　元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1，000億円を超える場合には、当該額を超える部分にかかる完成工事については記載を要しない。

②　それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1，000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③　さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（2）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

6　「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。

7　「配置技術者」の欄は、完成工事について、各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

8　「請負代金の額」欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

9　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

10　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

11　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　本表は、経営事項審査書に添付した工事経歴書（直前1年分）の写しで代替することができる。

別紙第1号の3様式（第7関係）　　（用紙A4）

※ 受付番号	

※ 業者コード	

営　業　所　一　覧　表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	※申請を希望する部局名																			
					01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								
		－																								

記載要領

1　本表は、申請日現在で作成すること。

2　「営業所名称」欄には、申請を希望する部局と常時契約を締結する建設業の許可を有する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。

3　「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。

4　「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。

別紙第１号の４様式（第７関係）

（用紙Ａ４）

年　　月　　日

適用除外誓約書

審　査　部　局　長　　殿

（郵便番号）

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電　話　番　号

別紙の理由により、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

（別紙）

（健康保険・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。

□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事務所であるため。

□その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

　○○年○月○日、関係機関(○○年金事務所○○課)に問い合わせを行い、判断しました。

(雇用保険)

□役員のみの法人であるため。

□使用する労働者のすべてが６５歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

□その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

　○○年○月○日、関係機関(ハローワーク○○　○○課)に問い合わせを行い、判断しました。

別紙第４号様式（第14関係）

（用紙Ａ４）

新	規
更	新

一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録申請書（建設工事）

年度において、貴（部局名）で行われる建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者名簿の登録を受けたいので、申請します。なお、等級決定通知書の写しは追って提出します。

年　　月　　日

殿

（郵便番号）

住所（ふりがな）

商号又は名称（ふりがな）

代表者氏名（ふりがな）

担当者氏名（ふりがな）

電　　話：（市外局番）

（注）　等級決定通知書の写しを添付して申請する場合は、なお書を抹消すること。

別紙第８号様式（第16関係）

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）

年　　月　　日

殿

登録部局名
登録業種名
資格決定通知書の　　年　　月　　日
交付年月日・番号　　第　　号
住　　所〒
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

１　変更内容

変　更　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変更年月日

２　変更事項に係る添付書類名

記載要領

１　登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量等）に〇印を付すこと。

２　本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

別　紙

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類作成要領

第１　共通事項

１　資格審査申請書類は、この要領末尾に記載した範囲内では審査事務を一元的に行うので、同一地区内では、契約の種類ごとに資格審査を行うことと指定された機関に提出すればよい。この場合にあって、決定された資格は同一地区内のすべての機関に対して有効である。さらに、他の地区の機関についても資格を得ようとする場合は、資格審査申請書類に代え登録申請書類の提出をもって済ませることができる。

２　建設工事の資格審査申請書の添付書類及び登録申請書の記載事項の基準日は、当該申請書が提出された直前に受審した建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第１項による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の基準日とする。

３　測量・建設コンサルタント及び経営事項審査を受ける必要がない建設工事の資格審査申請書の添付書類及び登録申請書の記載事項の基準日は、定期の資格審査の場合は、申請日の直前の営業年度の終了日とし、随時の資格審査の場合は、当該申請書が提出された月の初日（ただし、決算に関する事項については、同日の直前に決算の確定した日を原則とする。）とする。

４　申請書類に用いる文字はＪＩＳ第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えることとする。

５　申請書は、本店（本社）で作成して提出すること。従って、申請者は本店（本社）の代表者となる。

第２　建設業者の資格審査申請書及び添付書類の作成方法

１　申請書（別紙第１号様式（その１）（その２））の作成方法

（１）　様式上、「※」欄に該当する項目については、記載しないこと。

（２）　様式の左上欄外の　「　　」には、商号又は名称の頭文字をカタカナで記載する（株式会社等法人の種類を表す文字から始まる場合は、その次の頭文字とする。）。

（３）　「01　１新規・２更新」欄については、該当する申請区分の番号（１又は２）に〇印を付す。

なお、１　新規には、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請をおこなっていない場合を含む。

（４）　「04　建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号（８桁）を総合評定値通知書等(建設業法第27の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。)から転記する。

（５）「06　適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

また、官公需適格組合で特例扱いを希望する場合は、様式右上の余白に特例扱いを希望する旨及びその希望工種区分を記載する。

（６）　「08　法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成25年法律第27号）第39条第１項又は第２項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記載する。

（７）　「09　住所」から「16　メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

①　フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は１文字として扱うこと。

なお「09　住所」欄の都道府県名及び「10　商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。

②　「09　住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

（例）ﾁﾖﾀﾞｸｶｽﾐｶﾞｾｷ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	３	－	１	－	１	

③　「10　商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（合）	（責）

種類	経常建設共同企業体	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人
略号	（共）	（一財）	（一社）	（公財）	（公社）

（例）ﾁﾖﾀﾞｸｹﾝｾﾂﾌ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

（	株	）	千	代	田	建	設								

④　「11　代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）及び「14　担当者氏名」欄（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は１文字あけること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

（例）ﾁﾖﾀﾞﾀﾛｳ□□□□□□□□□□□□□□□

千	代	田		太	郎				

⑤　「12　本社(店)電話番号」欄、「13　本社(店)ＦＡＸ番号」欄及び「15　担当者電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（　）は用いないこと。

（例）

０	３	－	３	５	８	１	－	４	１	１	１

⑥　「16　メールアドレス」欄については、当省からの種々の連絡に対応できうるアドレスを記載すること。なお、アドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

（８）　「17　外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（１２３のいずれか）に○印を付するとともに、［　］内に外国名を、（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「２　日本国籍会社（比率100％）」とは100パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社」

とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

（９）　「18　営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（２業種以上のときは最も早い開始日）以降基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（１年未満切捨て）を記載する。

ただし、平成23年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けたときより起算するものとする。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（１年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者(当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人で、かつ、建設業法第３条第１項の許可を受けている組合員とし、その数は10以内とする。)の平均年数を記載する。

(10)　「19　総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載する。

(11)　「20　設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること（個人については、記載を要しない。）。

(12)　「21　みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は「□下記のいずれかに該当する」にレ印を付し、上記に該当しない場合は、「□該当しない」にレ印を付すこと。

(13)　「22　完成工事高」の各欄については、次により記載する。

ア　「①競争参加資格希望工種区分」欄には、別表契約の種類に対応する業種区分表の中から該当する業種区分を記載する。

イ　「②年間平均完成工事高」欄には、競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは総合評定値通知書等における「年平均」と同じである。

ウ　「③申請を希望する部局」欄については、記載しないこと。

２　添付書類の作成方法

（１）　工事経歴書（別紙第１号の２様式）及び営業所一覧表（別紙第１号の３様式）

この２様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

なお、工事経歴書（別紙第１号の２様式）の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

（２）　建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

（３）　官公需適格組合証明書の写し

官公需適格組合として申請する場合の官公需適格組合証明書の写しとは、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の写しをいう。

（４）　総合評定値通知書等

総合評定値通知書等（１の（４）の項参照）の写しをいう。（（６）の項参照）

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

（５）　納税証明書

申請時における「法人税」又は「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことについての税務官署が発行する証明書（納税証明書（その３）、同（その３の２）又は同（その３の３）のいずれか）（(６)の項参照）

（６）　証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

３　外国事業者が申請する場合の提出書類等

（１）　申請書の「09　住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

（２）　提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

（３）　申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

４　参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。

第３　建設業者の登録申請書及び添付書類の作成方法

１　登録申請書（別紙第４号様式）

「新規／更新」欄については、該当する申請区分に〇印を付す。なお、新規には、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請をおこなっていない場合を含む。

２　添付書類

（１）　等級決定通知書の写し

他の資格審査機関から送付を受けた別紙第３号様式の等級決定（変更・取消）通知書の写し（第２の２の(６)の方法により複写したもの。）。

（２）　総合評定値通知書等の写し

第２の２の(４)に同じ。

（３）　営業所一覧表の写し

他の資格審査機関に提出した別紙第１号の３様式の写し（第２の２の(６)の方法により複写したもの。）。

第４　測量業者等の資格審査申請書及び添付書類の作成方法

１　申請書（別紙第２号様式（その１）（その２）（その３））の作成方法

（１）　様式上、「※」欄に該当する項目については、記載しないこと。

（２）　様式の左上欄外の「　　」には、商号又は名称の頭文字をカタカナで記載する（株式会社等法人の種類を表す文字から始まる場合は、その次の頭文字とする。）。

（３）　「01　１新規／２更新」欄については、該当する申請区分の番号（１又は２）に○印を付す。

なお、1　新規には、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請をおこなっていない場合を含む。

（４）　「05　適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。

（５）　「07　法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第１項又は第２項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記載する。

（６）　「08　住所」から「15　メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

①　フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

なお、「08　住所」欄の都道府県名及び「09　商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。

②　「08　住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

（例）チヨタ゛ク カスミカ゛セキ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	３	－	１	－	１	

③　「09　商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)

種類	経常建設共同企業体	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人
略号	(共)	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)

（例）ﾁﾖﾀﾞｿｸﾘｮｳ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

（	株	）	千	代	田	測	量								

④　「10　代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）及び「13　担当者氏名」欄（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は１文字あけること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

（例）ﾁﾖﾀﾞ□□ﾀﾛｳ□□□□□□□□□□□□□□

千	代	田		太	郎				

⑤　「11　本社(店)電話番号」欄、「12　本社(店)ＦＡＸ番号」欄及び「14　担当者電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（　）は用いないこと。

（例）

0	3	－	3	5	8	1	－	4	1	1	1

⑥　「15　メールアドレス」欄については、当省からの種々の連絡に対応できうるアドレスを記載すること。なお、アドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

（７）　「16　申請を希望する部局名」欄の　　で表示された枠内には記載しないこと。

（８）　「17　登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。

①　測量業者　測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。

②　建築士事務所　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。

③　建設コンサルタント　建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条による登録を受けている場合。

④　地質調査業者　地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条による登録を受けている場合。

⑤　補償コンサルタント　補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条による登録を受けている場合。

⑥　不動産鑑定業者　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。

⑦　土地家屋調査士　土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が２人以上所属しているときは、１人のみについて記載する。）。

⑧　司法書士　司法書士法（昭和25年法律第197号）第８条による登録を受けている場合。

⑨　計量証明事業者　計量法（平成４年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。

⑩　その他の登録等を受けている場合は登録事業名等が空白の欄に記載する。

（９）　「18　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対

応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び海岸・海洋	1	港湾及び空港	2	電力土木	3
道路	4	鉄道	5	上水道及び工業用水道	6
下水道	7	農業土木	8	森林土木	9
水産土木	１０	廃棄物	１１	造園	１２
都市計画及び地方計画	１３	地質	１４	土質及び基礎	１５
鋼構造及びコンクリート	１６	トンネル	１７	施工計画、施工設備及び積算	１８
建設環境	１９	機械	２０	電気電子	２１

補償コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	２２	土地評価	２３	物件	２４
機械工作物	２５	営業補償・特殊補償	２６	事業損失	２７
補償関連	２８	総合補償	２９		

(10)　「19　設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること（個人については、記載を要しない。）。

(11)　「20　みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は「□下記のいずれかに該当する」にレ印を付し、上記に該当しない場合は、「□該当しない」にレ印を付すこと。

(12)　「21　測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

ア　「①競争参加資格希望業種区分」欄には、当省（庁等）が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）を記載する。

イ　「②直前２年度分決算」、「③直前１年度分決算」及び「④直前２か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高（消費税を含まない金額。以下本項目について同じ。）を記載するほか、これら以外の実績高を「①競争参加資格希望業種区分」欄のその他に一括して計上する（決算が１事業年度１回の場合には、「②直前２年度分決算」及び「③直前１年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）。なお、「③直前１年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去１年間の決算を、「②直前２年度分決算」とは直前１年度分決算の前の１年間の決算を、「④直前２か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の年間平均実績

高（当該組合に委託し又は当該組合から委託を受けた測量等及び他の関係組合員に委託した測量等に係る測量等実績高を除く）の合計額を記載する。

なお、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(13)　「22　自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア　「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。また外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（　）内に外国資本の額を内数で記載する。

イ　「②　評価・換算差額金」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計額を記載する。

ウ　「③　新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

※　個人にあっては、「計」欄（Ｐ）に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定一事業主貸勘定）の額を記載する。

官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の自己資本の額の合計額を記載する。

(14)　「23　損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前１年度分決算によって記載する。

※　官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の税引前当期利益の額の合計額を記載する。

(15)　「24　貸借対照表」の「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前１年度分決算によって記載する。

※　官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の各項目の額の合計額を記載する。

(16)　「25　経営比率」の「①総資本純利益率」、「②流動比率」及び「③自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

(17)　「26　外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（１２３のいずれか）に○印を付するとともに、［　］内に外国名を、（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「２　日本国籍会社（比率100％）」とは100パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(18)　「27　営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（１年未満切捨て）を記載する。

※　官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の平均年数を記載する。

(19)　「28　常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職

員」欄には、それ以外の職員の数を法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載する。また、「④計」欄には、①～③の合計人数を記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

※　官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の常勤職員の数の合計を記載する。

(20)　「29　有資格者数」欄については、当省が指定する資格者の範囲に従い当該職員数を記載する。

2　添付書類の作成方法

（1）　測量等実績調書（別紙第２号の２様式）、技術者経歴書（別紙第２号の３様式）及び営業所一覧表（別紙第２号の４様式）

この３様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

（2）　登記事項証明書（法人の場合）

登記事項証明書とは、法務局等に登記された「株式会社登記簿」等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第６条第５号から第９号までに掲げるもののいずれかをいう。）に記録されている事項の証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿謄本を含む。）をいい、法人が提出する。（(８)の項参照）

（3）　登録証明書等

１－(８)の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。（(８)の項参照）

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

（4）　官公需適格組合証明書の写し

官公需適格組合として申請する場合の官公需適格組合証明書の写しとは、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の写しをいう。

（5）　財務諸表類

申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

（6）　測量法第55条の８による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した者である場合には、(１)、(２)、(３)及び(５)の書類の添付を省略することができる。

また、建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条又は補償コンサルタント登録規程第７条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その提出した現況報告書の副本の写し直近１年間分を提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、(１)、(２)、(３)及び(５)の書類の添付を省略することができる。（(８)の項参照）

（7）　納税証明書

申請時における「法人税」又は「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことについての税務官署が発行する証明書（納税証明書その３又は同（その３の２）若しくは同（その３の３）をいう。（(８)の項参照）

（８） 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

３ 外国事業者が申請する場合の提出書類等

（１） 申請書の「08 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

（２） 登記事項証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

（３） 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

（４） 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

４ 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

第５ 測量業者等の登録申請書及び添付書類の作成方法

１ 登録申請書（別紙第５号様式）

「新規／更新」欄については、該当する申請区分に○印を付す。なお、新規には、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請をおこなっていない場合を含む。

２ 添付書類

（１） 等級決定通知書の写し

他の資格審査機関から送付を受けた別紙第３号様式の等級決定（変更・取消）通知書の写し（第４の２の(８)の方法により複写したもの。）

（２） 資格審査申請書の写し

他の資格審査機関に提出した別紙第２号様式（その１）（その２）（その３）の写し（第４の２の(８)の方法により複写したもの。）。

（３） 営業所一覧表の写し

他の資格審査機関に提出した別紙第２号の４様式の写し（第４の２の(８)の方法により複写したもの。）。

第６ 共通事項

当省において審査事務を一元化している範囲及び資格審査を行う機関(①の機関をいう。)は、次のとおりである。

地　　区	審査事務を一元化している各機関の名称
北　海　道	① 北海道財務局、函館税関、札幌国税局
東　　北	① 東北財務局、仙台国税局
関　　東	① 財務省本省、関東財務局、東京税関、横浜税関、国税庁、関東信越国税局、東京国税局
東　　海	① 東海財務局、名古屋税関、名古屋国税局
北　　陸	① 北陸財務局、金沢国税局
近　　畿	① 近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局
中　　国	① 中国財務局、広島国税局
四　　国	① 四国財務局、高松国税局
北　九　州	① 福岡財務支局、門司税関、長崎税関、福岡国税局
南　九　州	① 九州財務局、熊本国税局
沖　　縄	① 沖縄地区税関、沖縄国税事務所

（注）　本要領を契約の種類に応じて、申請しようとする者に示す場合には、第２から第５まで及び第６をそれぞれ第２及び第３とし、第６を第４と読み替えて差し支えない。

別　表

契約の種類に対応する業種区分表

［契約の種類：測量・建設コンサルタント等］

業種区分	具体的内容
１．測量	測量法第55条による登録を受けて営む業務
２．建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けて営む業務
３．建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第２条による登録を受けて営む業務
４．地質調査	地質調査業者登録規程第２条による登録を受けて営む業務
５．補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第２条による登録を受けて営む業務
６．土地家屋調査	土地家屋調査士法第８条による登録を受けて営む業務
７．計量証明	計量法第107条による登録を受けて営む業務
８．その他	その他登録を受けて営む業務

［契約の種類:総合建設工事］

業種区分	具体的内容
１．土木一式工事 ２．建築一式工事	建設業法第２条別表による区分とする

［契約の種類：総合建設工事以外の工事］

業種区分	具体的内容
1．大工工事 2．左官工事 3．とび・土工・コンクリート工事 4．石工事 5．屋根工事 6．電気工事 7．管工事 8．タイル・れんが・ブロック工事 9．鋼構造物工事 10．鉄筋工事 11．舗装工事 12．しゅんせつ工事 13．板金工事 14．ガラス工事 15．塗装工事 16．防水工事 17．内装仕上工事 18．機械器具設置工事 19．熱絶縁工事 20．電気通信工事 21．造園工事 22．さく井工事 23．建具工事 24．水道施設工事 25．消防施設工事 26．清掃施設工事 27．解体工事 28．その他	建設業法第２条別表による区分とする